

株 主 各 位

東京都千代田区猿樂町二丁目8番8号
株 式 会 社 A C C E S S
代表取締役社長 室 伏 伸 哉

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、2頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照の上、電磁的方法（インターネット）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成24年4月18日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス 2階 「ダイヤモンドルーム」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第28期（平成23年2月1日から平成24年1月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（平成23年2月1日から平成24年1月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第2号議案 | 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株
予約権を発行する件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を
代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面
のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた
場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス [http://jp.access-
company.com/investors/index.html](http://jp.access-company.com/investors/index.html)）に掲載させていただきます。

[インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて]

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

[議決権行使サイトURL] <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従つて議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成24年4月17日(火曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。
7. パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上が必要となります。また、ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアを利用できることが必要となります。
8. 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機器が128bit SSL通信(暗号化通信)が可能な機種であることが必要となります。
(セキュリティ確保のため、128bit SSL通信(暗号化通信)が可能な機種のみに対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。)

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

以上

[インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ]

株主名簿管理人

住友信託銀行証券代行部

[専用ダイヤル]

☎ 0120-186-417 (午前9時～午後9時)

〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉 ☎ 0120-176-417 (平日午前9時～午後5時)

(添付書類)

事業報告

(平成23年2月1日から
平成24年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社を取りまく環境としましては、国内経済におきまして、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、国内製造業を中心に大きな打撃を被ることとなり、産業の阻害要因となっておりますが、その後のサプライチェーンの復旧、幅広い産業における復興関連需要や各種の政策効果等により、景気は緩やかに回復の兆しを見せました。しかしながら、長期化する円高や欧州の政府債務危機、エネルギー政策の不透明感等、今後も景気の下振れリスクが残る状況となっております。また、世界経済におきましても、欧州の政府債務危機の深刻化等の影響により景気減速の懸念が顕在化しており、新興国・資源国の成長率の回復が一部見込まれてはいるものの、依然として厳しい状況にあります。

このような環境の下、当社グループは、前連結会計年度をもって数年に亘り取り組んでまいりました大型開発案件であるALP (ACCESS Linux PlatformTM) 事業より撤退したこと、並びに当連結会計年度の連結及び個別の業績予想を下方修正するに至った経営責任をとり、当連結会計年度の第3四半期において、代表取締役の異動を含む経営体制の刷新を行うとともに、経営再生へ向けた取り組みを推進しております。具体的には、今後の事業を見据えたコア人材を構成員とした再生委員会を発足し、会社経営上・業務推進上のあらゆる課題をゼロベースで徹底的に見直すと同時に、投資対効果・費用対効果の観点からの選択と集中を徹底して進めております。また、事業方針を明確化するため、事業運営の基本方針を「顧客満足の追求」「顧客開拓への全社取り組み」「選択と集中」「コストの徹底削減」と掲げるほか、今後の事業展開の方向性をマルチデバイスソフトウェア開発力とクラウド技術向けソフトウェア開発力を組み合わせ様々なサービスを実現するソリューションを提供することに位置付け、事業に取り組んでおります。

当社グループの報告セグメントは、次のとおりであります。

- ソフトウェア事業 (国内)
- ソフトウェア事業 (海外)
- ネットワークソフト事業
- フロントエンド事業
- メディアサービス事業

これらセグメントに基づく当連結会計年度における取り組みを、以下のとおりご報告いたします。

○ ソフトウェア事業（国内）

国内市場における携帯電話端末の出荷台数は、平成22年度累計（平成22年4月～平成23年3月）では3年振りに前年度を上回るなど回復傾向を示しておりましたが、平成23年4月～12月累計では前年同期比で減少いたしました。このような状況におきましても、スマートフォンの出荷台数は前年同期比で大幅に増加し平成23年4月～12月累計出荷台数のシェアは4割を上回る状況となっております。一方、情報家電につきましては、薄型テレビの出荷台数が、平成23年7月にアナログ放送が停止されたことに伴う駆け込み需要の反動により、とくに平成23年10月以降は前年比を大きく下回る状況となっております。

スマートフォン向けの取り組みとしましては、LTE（Long Term Evolution）サービスの広がりを見据え、メールの基本機能に加え、コンテンツ配信等のサービス拡張を容易に実現することを目指したAndroid™搭載スマートフォン向けコミュニケーション・プラットフォーム「NetFront® Communicator」を開発し、提供を開始いたしました。また、従来から高機能携帯電話向けで優れた搭載実績を誇っていたワンセグ放送視聴用BMLブラウザ「NetFront® Browser DTV Profile One-seg Edition」が、国内発売のスマートフォン及びタブレット端末で採用されました。

情報家電向けソフトウェアの取り組みとしましては、当社の今後の注力分野の一つでありますWebKitベースブラウザ関連の取り組みとして、「NetFront®」シリーズで培ったノウハウと技術力を活かし、省メモリ、安定性及び移植性を追求した「NetFront® Browser NX」を開発し、任天堂株式会社（本社：京都府京都市）の「ニンテンドー3DS™」用のブラウザエンジンとして提供いたしました。また、国内VOD規格や欧州における放送規格であるHbbTV等の幅広いデジタルテレビ向け放送・IPTV規格に対応し、かつHTML5といった次世代のWeb標準技術との優れた互換性を確保しつつ省メモリ性を追求したブラウザ「NetFront® Browser NX v2.0 DTV Profile」を開発いたしました。

なお、ソフトウェア事業から派生した収益機会としましては、ALP開発のため平成17年11月に買収いたしましたPalmSource, Inc.（現アイビー・インフュージョン・インク）が保有していた特許権のライセンス供与も積極的に行っております。

ソフトウェア事業（国内）	連結売上高	87億83百万円
ソフトウェア事業（国内）	連結営業利益	41億46百万円

○ ソフトウェア事業（海外）

海外市場につきましては、米国・欧州の経済動向の先行きに不透明感が増していることから消費を抑制する動きが見られるものの、携帯電話端末につきましては、スマート

フォンが市場成長を牽引し平成23年1月～12月累計での出荷台数は前年同期比で増加いたしました。一方、デジタルテレビをはじめとした情報家電につきましては、上記の消費動向を背景に、対前年比で大きな成長が見込まれない分野もあるものの、中長期的には市場成長が続くものと見込まれております。

このような状況の下、携帯電話、情報家電及び車載システム等向けを中心に当社製品の販売を推進いたしました。海外市場向けの携帯電話端末関連の取り組みとしましては、ブラジルにおけるワンセグ双方向機能対応ブラウザ「NetFront® Browser DTV Profile Ginga Edition」を開発し、Samsung製の端末2機種に採用されました。また、海外市場向け情報家電の取り組みとしましては、欧州市場を中心に「NetFront® Browser DTV Profile HbbTV Edition」やDLNAソリューションを備えた「NetFront® Living Connect 2.2」等を展開し、デジタルテレビをはじめとして家電連携機能やインターネット対応機能の強化へ向けたソリューションを展開しております。

ソフトウェア事業（海外）	連結売上高	21億27百万円
ソフトウェア事業（海外）	連結営業損失	14億5百万円

○ ネットワークソフト事業

ネットワークソフト事業につきましては、当社米国子会社アイピー・インフュージョン・インク（以下、「IPI」）が開発したネットワーク機器向けの基盤ソフトウェア等の開発及び拡販を推進しております。

従前からのIPIの主力製品であります「ZebOS®」につきましては、その最新版となる「ZebOS® 7.9」を開発し、その提供を開始いたしました。ネットワーク・トラフィックが今後爆発的に増加することが予測される中、負荷の増大が見込まれるデータセンターの効率化やクラウド化の推進支援へ向け、最新のネットワークソリューションを展開してまいります。また、成長が著しいスマートグリッド市場向けには、スマートグリッドの中核機器であるスマートメータ（インテリジェント機能を備えたネットワーク対応型電力計）向けのIPv6対応センサーネットワークソリューション「NetFront® Smart Objects」についてグローバルでの営業・開発活動を継続しております。

なお、当社の今後の注力分野の一つであります次世代ネットワーク／クラウド技術であるSoftware Defined Networks（ソフトウェア定義網）向け技術開発を本格的に開始いたしました。

これら成長性の高い事業分野において、市場機会を迅速かつ的確に捉えるため、グローバルでの営業・開発体制の構築を進めております。

ネットワークソフト事業	連結売上高	22億43百万円
ネットワークソフト事業	連結営業損失	12億28百万円

○ フロントエンド事業

フロントエンド事業につきましては、スマートフォンやタブレット端末の急速な市場浸透を踏まえ、各種サービス事業者等に対し、これらの端末を利用した新たなサービスを実現するためのソリューションを提供しております。とくに国内及び海外で市場成長が著しい電子書籍関連事業を注力分野に位置付け、電子書籍向けのビューア、コンテンツ配信、広告配信システム及び売上管理システム等、端末からサーバシステムまでを包括的にサポートする電子出版プラットフォーム「ACCESSSM Digital Publishing Ecosystem」の機能向上及び拡販、並びに最新規格「EPUB3.0」に準拠した電子書籍ビューア「NetFront[®] BookReader v1.0 EPUB Edition」の開発及び拡販に取り組みました。具体的な成果としては、当該ソリューションが、株式会社メディアファクトリー（本社：東京都渋谷区）の書籍コンテンツ、動画及びゲーム等を一体化したクロスメディアアプリ、電子書籍ストア型アプリ等に採用されました。

フロントエンド事業	連結売上高	2億76百万円
フロントエンド事業	連結営業損失	8億16百万円

○ メディアサービス事業

メディアサービス事業は、従前より、ライフスタイル誌「東京カレンダー（TC）」を中核コンテンツとして、クロスメディアを活用したメディアビジネスを展開してまいりました。しかしながら、当社グループの経営再生に向けた取り組みに際し、当社の置かれた事業環境や業績等を総合的に勘案した結果、当事業を早期に整理することが当事業及び業績に寄与するものとの判断に至り、平成24年1月31日を効力発生日として、当事業の外部会社への会社分割（吸収分割）を実施いたしました。

メディアサービス事業	連結売上高	3億50百万円
メディアサービス事業	連結営業損失	4億43百万円

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高137億81百万円（前年比45.1%減少）、経常利益2億41百万円（前年比94.4%減少）、当期純損失43億15百万円（前連結会計年度は4億23百万円の当期純利益）となりました。

②設備投資の状況

該当事項はありません。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成24年1月31日を効力発生日として、メディアサービス事業をフューチャーアーキテクト株式会社が100%を間接的に保有する子会社である株式会社ザクラ（平成24年1月31日現在）に承継させる会社分割（吸収分割）を行いました。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第 25 期 (平成21年1月期)	第 26 期 (平成22年1月期)	第 27 期 (平成23年1月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (平成24年1月期)
売 上 高	(千円)	31,156,632	32,400,827	25,120,217	13,781,648
経 常 利 益	(千円)	2,138,024	2,865,734	4,317,130	241,246
当期純利益(△損失)	(千円)	840,170	493,929	423,222	△4,315,905
1株当たり当期純利益(△損失)	(円)	2,145.22	1,260.98	1,079.87	△11,009.40
総 資 産	(千円)	41,708,867	42,640,756	39,582,421	36,002,219
純 資 産	(千円)	32,633,307	33,639,001	32,765,860	30,704,508
1株当たり純資産額	(円)	82,100.13	84,551.25	82,012.68	76,822.38

(注) 1株当たり当期純利益(△損失)は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社には、親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
アイビー・インフュージョン・インク	20,165千米ドル	100.0%	ネットワーク機器向けソフトウェアの開発及び販売
アイビー・インフュージョン・ソフトウェア・インディア	1,000千ルピア	100.0% (100.0%)	ネットワーク機器向けソフトウェアの開発及び販売
アクセス（北京）有限公司	20,000千米ドル	100.0%	携帯電話・情報家電向けソフトウェアの開発及び販売
アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハー	7,129千ユーロ	100.0%	携帯電話・情報家電向けソフトウェアの開発及び販売
ア ク セ ス ・ ソ ウ ル	2,200百万ウォン	100.0%	携帯電話・情報家電向けソフトウェアの開発及び販売

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で、内数であります。
2. アイビー・インフュージョン・インクの資本金には、資本剰余金を含んでおります。
3. アクセス（北京）有限公司の資本金は、登記情報に合わせるために、米ドル表記としております。
4. アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハーの資本金には、資本剰余金を含んでおります。
5. アクセス・システムズ・アメリカズ・インクとアイビー・インフュージョン・インクは、平成24年1月1日付でアイビー・インフュージョン・インクを存続会社として合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 短期的に対処すべき課題

スマートフォンの世界的な市場浸透が急速に進む中、従来までのフィーチャーフォン向けビジネス中心の収益構造から新たな収益基盤の構築へ向けた事業転換が求められております。このような事業環境にあつて、短期的には、事業基盤・組織基盤を迅速に建て直し、収益性の改善を最優先とした取り組みを推進してまいります。当社及び当社グループは短期的に対処すべき課題を次の2点と位置付け取り組んでまいります。

1) 新規事業・新規案件の積極開拓と既存事業における経営効率化

新たな収益基盤の構築を目指した事業・案件の新規開拓と、足元の収益のベースとなる既存事業の経営効率化を同時並行で進めてまいります。前者につきましても、当社がこれまで培ってきた強みであります携帯電話や情報家電をはじめとするネット接続機器向け及び通信ネットワークソリューション向けの要素技術の開発力と、国内・海外の主要プレーヤーとのビジネスリレーションを活用し、当社グループが保有する製品・技術・人材・ノウハウ等を活用した全グループ丸でのビジネス開拓活動を行ってまいります。一方、既存事業については、経営効率化へ向け、選択と集中、及び人員削減等の合理化を含むコスト削減を徹底してまいります。

2) 事業推進体制の見直し

事業転換・収益改善へ向けた抜本的な組織体制の見直しが不可欠であり、組織のスリム化と強化により少数精鋭の筋肉質な組織を構築してまいります。とくに営業・開発部門においては、案件・技術横断的な業務連携の強化、及び迅速な営業・開発活動の促進を図ってまいります。また、管理部門においては、業務効率化を徹底してまいります。

② 中長期的に対処すべき課題

短期的には収益性の改善を最優先として取り組んでまいります一方、中長期的には新たな事業基盤・組織基盤を構築することによって成長性・安定性の実現を目指してまいります。具体的には、当社及び当社グループの新たな成長事業を確立し事業ポートフォリオを再構築することにより、持続的な売上・利益成長の達成を目指します。また、当該取り組みを通じて、機動的なM&A及びアライアンスを可能とする事業基盤の強化を併せて図ってまいります。当社及び当社グループは中長期的に対処すべき課題を次の2点と位置付け取り組んでまいります。

1) 事業運営の基本方針等の徹底

当社及び当社グループは、当第3四半期連結会計期間に行いました経営体制の刷新以来、事業運営の基本方針を「顧客満足の追求」「顧客開拓への全社取り組み」「選択と集中」「コストの徹底削減」と掲げ、今後の事業展開の方向性をマルチデバイスソフトウェア開発力とクラウド技術向けソフトウェア開発力を組み合わせ様々なサービスを実現するソリューションを提供することに位置付け、事業を推進しております。上記の事業運営の基

本方針等は、当社及び当社グループが中長期的に取り組み、持続的な売上・利益成長を実現する上での指針となるものであり、グループ全社へ徹底してまいります。

2) 組織体制の強化

中長期的な事業推進を支える基盤として、組織体制の強化を推進してまいります。その中でもとくに、人材育成とガバナンス強化を重要課題と位置付けております。当社はグローバルで急速にイノベーションが進展するソフトウェア開発の分野において、今後も要素技術開発で世界をリードしていくと同時に、新規性・付加価値性の高い様々な製品・サービスの提供を行ってまいります。そのため、人材こそが中長期的なビジネスの成功要因と考え、専門性・柔軟性・創造性等に優れた人材の育成により一層取り組んでまいります。また、従来から取り組んでまいりましたグローバルでのビジネス体制の整備を更に推進することに加え、今後のビジネス・収益モデルの多様化を見据えたガバナンス体制の強化も図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成24年1月31日現在)

事業内容	提供する製品・サービス
ソフトウェア事業 (国内)	国内における携帯電話及び情報家電向けソフトウェアの開発・販売等を行っております。
ソフトウェア事業 (海外)	米国、欧州、アジアの当社グループの海外拠点において、海外における携帯電話及び情報家電向けソフトウェアの開発・販売等を行っております。
ネットワークソフトウェア事業	通信ネットワーク及びスマートグリッド向けソフトウェアの開発・販売等を行っております。
フロントエンド事業	スマートフォンやタブレット端末を利用した新たなサービスを実現するためのソリューションの提案・開発・販売等を行っております。
メディアサービス事業	雑誌類出版の他、雑誌と電子書籍を連携させ、新たなメディアとしての付加価値提供等を行っております。

(注) メディアサービス事業部につきましては、平成24年1月31日を効力発生日として、外部会社への会社分割(吸収分割)を実施しました。

(6) 主要な営業所 (平成24年1月31日現在)

当 社	本社：東京都千代田区 支店：千葉県千葉市美浜区 米国支店：米国 カリフォルニア州
アイピー・インフュージョン・インク	米国 カリフォルニア州
アイピー・インフュージョン・ソフトウェア・インディア	インド バンガロール市
アクセス(北京)有限公司	中国 北京市
アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ オーバーハウゼン市
ア ク セ ス ・ ソ ウ ル	韓国 ソウル特別市

(7) 使用人の状況 (平成24年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウェア事業 (国内)	187名	－
ソフトウェア事業 (海外)	202名	－
ネットワークソフト事業	278名	－
フロントエンド事業	63名	－
メディアサービス事業	22名	－
全社 (共通)	50 (3) 名	－
合 計	802 (3) 名	△329 (△4) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 事業セグメントの変更により、各事業区分における前連結会計年度末比増減は記載しておりません。
3. 使用人数が当連結会計年度において329名減少しておりますが、これは主として全社的な人員削減によるものであります。
4. 上記の使用人数には、平成23年12月22日開催の取締役会において決議いたしました希望退職者の募集による退職予定者97名が含まれております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
331 (3) 名	△239 (△1) 名	35.9歳	6年11ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が当事業年度において239名減少しておりますが、これは主として全社的な人員削減によるものであります。
3. 上記の使用人数には、平成23年12月22日開催の取締役会において決議いたしました希望退職者の募集による退職予定者97名が含まれております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成24年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,786百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成24年1月31日現在）

- | | |
|-------------|----------|
| ①発行可能株式総数 | 915,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 392,031株 |
| ③株主数 | 24,166名 |
| ④大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	45,468株	11.60%
関東財務局財務大臣代理官関東財務局長	22,993株	5.87%
鎌田 富久	14,010株	3.57%
有限会社 樹	7,400株	1.89%
荒川 立 樹	6,037株	1.54%
荒川 瑞 樹	6,035株	1.54%
荒川 大 樹	6,035株	1.54%
荒川 亨	6,000株	1.53%
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY	5,409株	1.38%
野村証券株式会社	4,736株	1.21%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（11株）を控除して計算しております。
2. 上記大株主の荒川亨氏（前代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO））は平成21年10月23日に逝去されましたが、平成24年1月31日現在、名義変更手続きが未了のため平成24年1月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成24年1月31日現在）

1) 平成14年11月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
33個（新株予約権1個につき15株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
495株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,252,830円（1株当たり 83,522円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 41,761円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成16年4月26日から平成24年4月25日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
社外取締役	—	—	—
監査役	4個	60株	2名

(注) 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2) 平成15年4月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
 - 1個（新株予約権1個につき15株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
 - 15株
- ・新株予約権の払込金額
 - 1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 1個当たり 2,000,010円（1株当たり 133,334円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
 - 1株当たり 66,667円
- ・新株予約権を行使することができる期間
 - 平成16年4月26日から平成24年4月25日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1個	15株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

3) 平成16年4月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
32個（新株予約権1個につき15株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
480株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 11,290,005円（1株当たり 752,667円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 376,334円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年4月26日から平成25年4月25日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	5個	75株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	2個	30株	1名

(注) 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

4) 平成18年4月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
527個（新株予約権1個につき3株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
1,581株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 3,180,000円（1株当たり 1,060,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 530,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年4月27日から平成27年4月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	14個	42株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	21個	63株	3名

(注) 平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

5) 平成18年4月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,236個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
1,236株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,030,000円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 515,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年4月27日から平成28年4月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	90個	90株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

6) 平成19年2月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
452個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
452株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 611,377円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 305,689円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年4月27日から平成28年4月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
社外取締役	70個	70株	2名
監査役	—	—	—

7) 平成21年3月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,533個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
1,533株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 225,205円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 112,603円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年4月3日から平成31年3月24日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	90個	90株	2名
社外取締役	60個	60株	2名
監査役	15個	15株	3名

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成24年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
代表取締役社長	室伏伸哉	最高経営責任者（CEO） 最高財務責任者（CFO）	—
取締役	楢崎浩一	副社長執行役員 最高執行責任者（COO） 最高戦略責任者（CSO） アイビー・インフュージョン・インク最高経営責任者（CEO）	特別な関係はありません。
取締役	宮内義彦	オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長 昭和シェル石油株式会社取締役	特別な関係はありません。
取締役	新浪剛史	株式会社ローソン代表取締役社長CEO オリックス株式会社取締役	特別な関係はありません。
取締役	三石多門	ドコモ・モバイル株式会社代表取締役社長 信越放送株式会社取締役	特別な関係はありません。
常勤監査役	中江隆耀	—	—
常勤監査役	山本隆臣	株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ監査役	特別な関係はありません。
監査役	古川雅一	海南監査法人代表社員 株式会社シーボン監査役	特別な関係はありません。

- (注) 1. 取締役宮内義彦氏、新浪剛史氏及び三石多門氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役山本隆臣氏及び古川雅一氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役中江隆耀氏及び山本隆臣氏は、それぞれ他社の財務経理部門における業務経験があり、また、長期にわたり当社の監査役を務めていることなどから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役古川雅一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 平成24年3月1日に代表取締役社長室伏伸哉氏は最高財務責任者（CFO）を退任しております。
 5. 平成24年3月1日に取締役楢崎浩一氏は最高戦略責任者（CSO）を退任しております。

②事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退職時の地位・担当および重要な兼職の状況
安井俊哉	平成23年4月20日	任期満了	取締役 副社長執行役員
石黒邦宏	平成23年4月20日	任期満了	取締役 最高技術責任者（CTO） 最高情報責任者（CIO）
鎌田富久	平成23年10月28日	辞任	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO）

③取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	58,034千円 (14,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19,201千円 (11,400千円)
合 計	10名	77,235千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成8年11月1日開催の有限会社アクセス（現当社）臨時社員総会において年額5億円以内と承認いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成8年11月1日開催の有限会社アクセス（現当社）臨時社員総会において年額1億円以内と承認いただいております。
 3. 取締役の報酬等支給額には、ストックオプションによる報酬等の額が含まれておりません。
 4. 上記の支給人員には、平成23年4月20日で退任した取締役2名及び平成23年10月28日で退任した取締役1名が含まれております。
 5. 社外取締役のうち、1名は無報酬であります。

④社外役員に関する事項

主な活動状況

会社における地位	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	宮内 義彦	当期開催の取締役会13回のうち11回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	新浪 剛史	当期開催の取締役会13回のうち9回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	三石 多門	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役	山本 隆臣	当期開催の取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席しております。常勤監査役として業務及び財産の状況を調査するほか、取締役等の職務執行を監視・検証するとともに、情報通信分野における豊富な業務経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監 査 役	古川 雅一	当期開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また監査役会13回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数（当期1回）は除いております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務の対価として 当社が支払うべき報酬等の額	84,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	84,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。

2. 当社子会社のアイビー・インフュージョン・インク、アクセス・ソウル、アクセス（北京）有限公司、他1社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づいて会計監査人の解任を検討します。

(5) 会社の体制及び方針

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 株主総会において知識・経験の豊富な社外取締役を選任し、良識に基づいた大所高所からの意見、助言を得る。
- 2) 取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に定める基準に従って会社の重要な業務執行を決定する。
- 3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するために、取締役は、会社の業務執行状況を定期的に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
- 4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に従い、社外監査役を含む監査役の監査を受ける。
- 5) 「経営理念」や「ビジョン」に加え、取締役を含むすべての役員及び社員が実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、その実施状況を定期的に確認する。
- 6) 「内部通報制度および通報者の保護に関する規程」を制定し、コンプライアンス関連の通報、相談を受け付ける。通報の事実は秘密に保持し、内部通報者に対して不利益となる措置を行わない。
- 7) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係をもたない体制を整備する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、書面（電磁的記録を含む）により作成、保管、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人による閲覧、謄写に供する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令又は「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、必要十分な情報開示を行う。
- 3) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」、「機密情報管理規程」等を策定し、最高情報責任者（CIO）をトップとする「情報セキュリティ委員会」を設置し定期的にこれを開催するとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）による情報セキュリティ管理体制を整備し、安全かつ適正な情報資産の保有、活用、管理に取り組む。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各部門のリスク管理業務を統括し、リスク管理の基本方針、推進体制、リスク管理に関する規程の立案その他重要事項を総合的に決定する。
- 2) 各部門の長である執行役員及び社員は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」の定める基本方針に従い、各部門におけるリスク状況の区分・把握・報告、規程の立案・制定を含むリスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案・実行その他必要な事項を実施する。リスク状況の把握、見直しは、少なくとも年1回行う。
- 3) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」での審議を経て、重大なリスクの一部について、合理的な条件で保険契約を行う。

- 4) 当社の経営に重大な影響を及ぼすような危機的なリスクが、万が一発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、外部アドバイザーと連携して、迅速な対応を行うことにより損害を最小限に抑えるとともに、再発防止のための対策を講ずる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図る観点から、執行役員制度を採用する。取締役会は、会社法に従い経営戦略及び重要な業務執行の決定並びに業務執行の監視・監督の機能を担い、代表取締役社長及び一部の業務担当取締役並びに各部門の長の中から選任された者は、執行役員として業務を執行する。
- 2) 代表取締役及び役付執行役員並びに取締役社長が特に指名した者から構成される常務会を設置し、当社グループ全体の基本方針及び重要な業務執行事項について審議し、取締役会で決定すべき事項を除きその決定を行う。
- 3) 取締役及び執行役員並びに子会社の業務執行責任者等から構成される経営会議を設置し、当社グループ全体の業務執行状況の適時把握及び業務執行に関する重要事項の審議を行う。
- 4) 「経営理念」及び「ビジョン」を踏まえて、中期経営計画及び年次事業計画・予算を策定し、その進捗を確認する。また、原価管理や経営情報の迅速かつ正確な把握を可能にするために、必要な基幹システムを構築する。
- 5) 組織、権限及び職務分掌に関する社内規程を制定し、役割、権限、責任及び手続の明確化を図る。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 「経営理念」や「ビジョン」に加え、すべての社員が実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、その実践状況を定期的に確認する。問題があった場合には、就業規則に従い、厳正な処分を行う。
- 2) 代表取締役社長は、機会があるごとに、コンプライアンス（法令遵守、企業倫理）の重要性及びこれに真剣に取り組む会社の方針・決意を社員に伝達する。
- 3) 「内部通報制度および通報者の保護に関する規程」を制定し、コンプライアンス関連の通報、相談を受け付ける。通報の事実は秘密に保持し、内部通報者に対して不利益となる措置を行わない。
- 4) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、この部門が定期的に内部監査を実施し、被監査部門に改善点等をフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役にその活動状況を報告する。内部監査室の代表者は、取締役会及び監査役会を除き、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
- 5) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」及び法務部が中心となって、コンプライアンスに関する社員向けセミナー、研修を開催し、教育、啓発活動を行う。

⑥当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の取締役又は監査役として、当社の取締役、監査役、執行役員又は社員を派遣する。派遣された者は、子会社の取締役又は監査役として、子会社の取締役の業務執行の監視・監督又は監査を行う。
- 2) 子会社の事業計画、経営状況、業務執行の状況等を当社に定期的に報告させ、必要に応じて改善点等を指摘する。
- 3) 各子会社は、自社の規模、事業の性質、所在国その他会社の特性を踏まえて、当社と連携をとりつつ、独自に内部統制システムの整備を行う。
- 4) 当社グループにおける財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制を適切に実施するため、その整備、運用及び評価に関する基本方針を策定し、当該内部統制の有効かつ効率的な整備等に向けて適切な取り組みを進める。
- 5) 取締役及び執行役員並びに子会社の業務執行責任者等から構成される経営会議を設置し、当社グループ全体の業務執行状況の適時把握及び業務執行に関する重要事項の審議を行う。
- 6) 「経営理念」や「ビジョン」に加え、子会社の取締役を含め、当社企業集団のすべての役員及び社員が実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」を制定し、その実践状況を定期的に確認する。また、所在国の状況に応じて各子会社は、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、実践する。
- 7) 当社と子会社間の取引条件については、統一的な取引スキームを設定して、いずれかに著しく不利益となったり、恣意的なものとなったりしないようにする。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 1) 監査役から必要として要請があったときには、監査役の指揮命令下に監査役の職務を補助すべき社員を配置する。
- 2) 監査役の職務を補助すべき社員の人数、資格等に関しては、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。

⑧監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役を補助する社員は、監査役の指揮命令下に置かれ、その業務に専念する。
- 2) 監査役を補助する社員の任命、異動等に関しては、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。
- 3) 監査役を補助する社員の人事考課、目標管理等については、常勤監査役が行う。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
- 2) 取締役、執行役員、社員は、監査役の求めに応じて、会社の業務執行の状況を報告する。
- 3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

⑩その他の監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や執行役員等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

- 2) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会議をもち、重要課題等について協議、意見交換を行う。
- 3) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。
- 4) 監査役は、会計監査人と定期的に会議をもち、意見及び情報の交換を行う。

(6) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策について

当社は、平成22年3月15日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）の継続導入を決定いたしました。本方針は、平成22年4月27日に開催の当社第26回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本方針の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ（http://jp.access-company.com/investors/library/ir_news/n100315_02.pdf）に掲載しております。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会（産業・文化）を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念として、コンピュータの分野をはじめ、先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、一般消費者をはじめとするユーザの生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすべく日々事業活動を行っております。

これまでのこうした活動により、当社は、日本国内はもとより海外においても多くの支持を受けることができ、主要な通信事業者やメーカーといった顧客に恵まれております。このような活動を継続し、さらに幅広い顧客に当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

そこで、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないように、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

② 基本方針の実現に資する具体的な取組み

1) 中期経営計画による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、

また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。このような考えに基づき、これまで当社では、将来的な製品・技術市場動向を的確に把握するよう努めつつ、中期経営計画を策定してその実現に邁進するとともに、さらに技術ポートフォリオを拡充すべく友好的に企業買収も行っておりまして、当社は、これらの企業価値・株主共同の利益を支える要因の一つ一つを維持し、さらに強化していくように、これからも努めてまいります。

2) コーポレートガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社は、取締役及び監査役制度を中心としてコーポレートガバナンスの充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。また、企業の持続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めたすべてのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

③基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

1) 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針の基本的な考え方

上記①の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様にも適切にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

2) 本方針の内容

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を

著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることにしました。

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付行為がなされた場合の対応については、以下に定めるとおりであります。

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、(1)で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

④本方針についての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本方針が上記①に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 本方針が基本方針に沿うものであること

当社は、本方針において以下の点を明記しており、本方針が上記①の基本方針に沿って設計されたものであると考えております。

1. 大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。
2. 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。

2) 本方針が当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本方針は、上記①に記載の基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、平成20年6月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本方針が、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

3) 本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対しい対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその報告を最大限尊重するものとし、独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本方針の根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様が判断に委ねられております。以上により、本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

また、本方針は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

ACCESS、NetFront、ACCESS Linux Platformは、日本国、米国、及びその他の国における株式会社ACCESSの登録商標または商標です。

ZebOSは、IP Infusion Inc.の米国並びにその他の国における商標又は登録商標です。

AndroidはGoogle Inc.の商標又は登録商標です。

ニンテンドー3DSは任天堂の商標です。

DLNAは登録商標です。Digital Living Network Allianceは、デジタルリビングネットワークアライアンスのサービスマークです。

その他、文中に記載されている商標、会社名及びロゴは、それぞれ所有する各社に帰属します。





# 連 結 損 益 計 算 書

(平成23年2月1日から  
平成24年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額        |
|-----------------------------|------------|
| 売 上 高                       | 13,781,648 |
| 売 上 原 価                     | 4,691,352  |
| 売 上 総 利 益                   | 9,090,295  |
| 返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額         | 55,931     |
| 差 引 売 上 総 利 益               | 9,146,226  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 8,867,962  |
| 営 業 利 益                     | 278,264    |
| 営 業 外 収 益                   | 176,395    |
| 受 取 利 息                     | 73,232     |
| 助 成 金 収 入                   | 52,170     |
| そ の 他                       | 50,991     |
| 営 業 外 費 用                   | 213,413    |
| 支 払 利 息                     | 34,013     |
| 為 替 差 損                     | 147,678    |
| そ の 他                       | 31,720     |
| 経 常 利 益                     | 241,246    |
| 特 別 利 益                     | 308,108    |
| 前 期 損 益 修 正 益               | 257,849    |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額             | 38,970     |
| そ の 他                       | 11,289     |
| 特 別 損 失                     | 4,525,960  |
| 在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩損       | 2,694,875  |
| 特 別 退 職 金                   | 1,458,892  |
| そ の 他                       | 372,193    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失       | 3,976,605  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 155,783    |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 183,516    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 | 4,315,905  |
| 当 期 純 損 失                   | 4,315,905  |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成23年2月1日から  
平成24年1月31日まで）

（単位：千円）

|                           | 株 主 資 本    |           |            |         |             |
|---------------------------|------------|-----------|------------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成23年1月31日 残高             | 31,391,499 | 8,431,093 | △3,193,482 | △8,724  | 36,620,386  |
| 連結会計年度中の変動額               |            |           |            |         |             |
| 当期純損失                     |            |           | △4,315,905 |         | △4,315,905  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |            |           |            |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | －          | －         | △4,315,905 | －       | △4,315,905  |
| 平成24年1月31日 残高             | 31,391,499 | 8,431,093 | △7,509,388 | △8,724  | 32,304,481  |

|                           | その他の包括利益累計額  |            |               | 新株予約権   | 純資産合計      |
|---------------------------|--------------|------------|---------------|---------|------------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定   | その他の包括利益累計額合計 |         |            |
| 平成23年1月31日 残高             | △7,110       | △4,462,664 | △4,469,774    | 615,248 | 32,765,860 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |            |               |         |            |
| 当期純損失                     |              |            |               |         | △4,315,905 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | △1,213       | 2,282,416  | 2,281,202     | △26,649 | 2,254,553  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △1,213       | 2,282,416  | 2,281,202     | △26,649 | △2,061,352 |
| 平成24年1月31日 残高             | △8,324       | △2,180,247 | △2,188,572    | 588,599 | 30,704,508 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 13社
- ・主要な連結子会社の名称  
アイピー・インフュージョン・インク  
アイピー・インフュージョン・ソフトウェア・インディア  
アクセス（北京）有限公司  
アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハー  
アクセス・ソウル  
アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エス

##### ・新規連結子会社

- 会社設立によるもの  
アイピー・インフュージョン・ジャパン合同会社  
アイピー・インフュージョン・コリア
- 他1社

##### ・消滅連結子会社

- 清算によるもの  
アクセス・チャイナ・インク  
アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ペー・フェー
- 他1社

##### 合併によるもの

- アクセス・システムズ・アメリカズ・インク  
(注) アクセス・システムズ・アメリカズ・インクとアイピー・インフュージョン・インクは、平成24年1月1日付でアイピー・インフュージョン・インクを存続会社として合併いたしました。

#### (2) 非連結子会社に関する事項

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称  
アクセス（北京）メディア・ソリューションズ
- ・連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも当連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・会社の名称 株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・会社等の名称 アクセス（北京）メディア・ソリューションズ
- ・持分法を適用しない理由 非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

アイピー・インフュージョン・インク、アイピー・インフュージョン・ソフトウェア・インディア、アクセス（北京）有限公司、アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハー、アクセス・ソウル、アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エス他7社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産  
(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

建物 (建物付属設備は除く)

i 平成10年3月31日以前に取得したもの

法人税法に規定する旧定率法

ii 平成10年4月1日から平成19年3月31日

までに取得したもの

法人税法に規定する旧定額法

iii 平成19年4月1日以降に取得したもの

法人税法に規定する定額法

建物以外

i 平成19年3月31日以前に取得したもの

法人税法に規定する旧定率法

ii 平成19年4月1日以降に取得したもの

法人税法に規定する定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物： 3～47年

器具備品： 2～20年

在外連結子会社

主として定額法を採用しております。

- 2) 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法  
 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3~5年)に基づいて定額法によっております。  
 ただし、米国における連結子会社については、米国会計基準により定額法を採用しております。  
 ソフトウェア： 4年  
 その他の無形固定資産： 3~5年
- 3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 4) 長期前払費用 定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- 3) 受注損失引当金 ソフトウェアの請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失発生見込額を計上しております。
- 4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計上しております。  
 なお、米国及び韓国における連結子会社は、確定拠出型の年金制度を設けております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外支店の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ1,132千円の減少、税金等調整前当期純損失は5,978千円増加しております。

(7) 表示方法の変更

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示していた「長期性定期預金」（前連結会計年度1,000,000千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において「還付消費税等」（当連結会計年度3,262千円）は、連結損益計算書上区分掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「納品遅延損害金」（当連結会計年度9,172千円）は、連結損益計算書上区分掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「固定資産売却益」（当連結会計年度6,906千円）は、連結損益計算書上区分掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「減損損失」（当連結会計年度52,083千円）及び「事務所移転費用」（当連結会計年度9,597千円）は、連結損益計算書上区分掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。



(8) 追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）に基づき、「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成22年9月30日 平成22年法務省令第33号）を適用し、連結貸借対照表および連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」の科目で表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 2,545,641千円 |
| 土地 | 1,563,534千円 |
| 計  | 4,109,175千円 |

上記に対する担保付債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 一年内返済予定の長期借入金 | 252,000千円   |
| 長期借入金         | 1,534,000千円 |
| 計             | 1,786,000千円 |

(2) 受注損失引当金

損失が見込まれる受注制作のソフトウェア開発契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金108,164千円（うち、仕掛品に係る受注損失引当金108,164千円）を相殺表示しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,361,144千円

### 3. 連結損益計算書に関する注記

#### (1) 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

| 場所                     | 用途     | 種類       |
|------------------------|--------|----------|
| 本社（東京）                 | 事業所用設備 | 建物及び器具備品 |
| アクセス（北京）有限公司<br>（中国北京） | 事業所用設備 | 建物及び器具備品 |

当社グループは、独立した最小の資金生成単位を識別してグルーピングを行っております。

本社は経営の合理化に伴い、利用見込のない建物及び器具備品について、帳簿価額の全額である18,341千円を減損損失として、特別損失のその他に含めて計上しております。

アクセス（北京）有限公司における建物及び器具備品につきましては、設備投資時に策定した事業計画において当初想定していた収益見込が減少したため、帳簿価額の全額である33,741千円を減損損失として、特別損失のその他に含めて計上しております。

#### (2) 特別退職金

特別退職金は、当社における希望退職者募集等による退職者への割増退職金及び再就職支援の手数料、並びに海外子会社の事業再編に伴う退職者への割増退職金であります。

既に発生した費用または今後発生が見込まれる費用を特別退職金として計上しております。

| 区分    | 特別退職金計上額    |
|-------|-------------|
| 提出会社  | 1,121,931千円 |
| 連結子会社 | 336,960千円   |
| 合計    | 1,458,892千円 |

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 392,031株     | —            | —            | 392,031株     |

#### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 11株          | —            | —            | 11株          |

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 平成14年新株予約権 | 平成15年新株予約権 | 平成16年新株予約権   |
|------------|------------|------------|--------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式       | 普通株式       | 普通株式         |
| 目的となる株式の数  | 495株       | 15株        | 480株         |
| 新株予約権の残高   | —          | —          | 33,784千円（注2） |

|            | 平成18年新株予約権①   | 平成18年新株予約権②  | 平成19年新株予約権 |
|------------|---------------|--------------|------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式          | 普通株式         | 普通株式       |
| 目的となる株式の数  | 1,581株        | 1,236株       | 452株       |
| 新株予約権の残高   | 280,791千円（注2） | 11,836千円（注2） | 130,298千円  |

|            | 平成21年新株予約権 |
|------------|------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式       |
| 目的となる株式の数  | 1,533株     |
| 新株予約権の残高   | 131,887千円  |

- (注) 1. 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。
2. 米国会社役員及び従業員に付与した新株予約権（ストックオプション）を米国会計基準に基づいて計上したものであります。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、投機的な投資は行わない方針であり、低リスクの金融商品に限定しております。また、資金調達については、主に自己資金を充当する方針ですが、設備投資資金につきましては金融機関からの借入により調達しております。デリバティブは、主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内の与信管理規定により、新規取引発生時に顧客の信用状況について調査を行い、社内審議・承認を徹底しております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況を確認し、リスクを低減しております。

有価証券は、格付の高い企業のコマーシャルペーパーや、MMF等の公社債投資信託など、安全性と流動性の高い金融商品であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や投資先の財務状況を把握し、保有の妥当性を検証しております。

長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品ですが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクを内包しておりますため、定期的に時価を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引につきましては投機的な取引を排除し、為替変動リスクの回避に限定して利用するとともに、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。なお、期末時点における取引残高はありません。

また、営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                   | 連結貸借対照表<br>計上額 (千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円)  |
|-------------------|---------------------|------------|----------|
| (1) 現金及び預金        | 21,768,945          | 21,768,945 | —        |
| (2) 受取手形及び売掛金     | 4,836,422           |            |          |
| 貸倒引当金 (*)         | △232,265            |            |          |
|                   | 4,604,157           | 4,604,157  | —        |
| (3) 有価証券及び投資有価証券  | 1,265,208           | 1,265,208  | —        |
| (4) 長期性預金         | 2,000,000           | 1,742,893  | △257,106 |
| 資産計               | 29,638,311          | 29,381,204 | △257,106 |
| (1) 買掛金           | 365,769             | 365,769    | —        |
| (2) 一年内返済予定の長期借入金 | 252,000             | 252,000    | —        |
| (3) 長期借入金         | 1,534,000           | 1,534,000  | —        |
| 負債計               | 2,151,769           | 2,151,769  | —        |
| デリバティブ取引          | —                   | —          | —        |

(\*) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっておりますが、算出した時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。その他は、コマーシャルペーパーや、MMF等の公社債投資信託など、いずれも短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金はデリバティブ内包型預金であり、時価の算定は取引金融機関から提示された価格によっております。

## 負債

### (1) 買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 一年内返済予定の長期借入金

短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社の信用状況は借入実行後に大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利のものについては短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社の信用状況は借入実行後に大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

当期末においては、取引残高がありません。

### (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分              | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-----------------|-----------------|
| 投資有価証券<br>非上場株式 | 2,837           |

こちらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 76,822円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 11,009円40銭 |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### 新株予約権の放棄について

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対し、ストックオプションとして発行した新株予約権について、放棄の申し出がなされたことから、一部消滅いたしました。

#### (1) 消滅した新株予約権の内容

##### ① 平成14年新株予約権 (※1)

|                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 株主総会決議日            | 平成14年4月25日                        |
| 取締役会決議日            | 平成14年11月25日                       |
| 発行した新株予約権の個数 (株数)  | 466個 (6,990株)                     |
| 新株予約権の行使価額         | 1個当たり1,252,830円<br>(1株当たり83,522円) |
| 放棄された新株予約権の個数 (株数) | 18個 (270株)                        |
| 放棄後の新株予約権の個数 (株数)  | 15個 (225株)                        |

② 平成15年新株予約権（※1）

|                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| 株主総会決議日           | 平成14年4月25日                         |
| 取締役会決議日           | 平成15年4月11日                         |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 34個（510株）                          |
| 新株予約権の行使価額        | 1個当たり2,000,010円<br>（1株当たり133,334円） |
| 放棄された新株予約権の個数（株数） | 1個（15株）                            |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 0個（0株）                             |

③ 平成16年新株予約権（※1）

|                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 株主総会決議日           | 平成15年4月25日                          |
| 取締役会決議日           | 平成16年4月13日                          |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 100個（1,500株）                        |
| 新株予約権の行使価額        | 1個当たり11,290,005円<br>（1株当たり752,667円） |
| 放棄された新株予約権の個数（株数） | 16個（240株）                           |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 16個（240株）                           |

④ 平成18年新株予約権①（※2）

|                   |                                      |
|-------------------|--------------------------------------|
| 株主総会決議日           | 平成17年4月26日                           |
| 取締役会決議日           | 平成18年4月10日                           |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 1,500個（4,500株）                       |
| 新株予約権の行使価額        | 1個当たり3,180,000円<br>（1株当たり1,060,000円） |
| 放棄された新株予約権の個数（株数） | 361個（1,083株）                         |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 146個（438株）                           |

⑤ 平成18年新株予約権②

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 株主総会決議日           | 平成18年4月26日     |
| 取締役会決議日           | 平成18年4月26日     |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 2,706個（2,706株） |
| 新株予約権の行使価額        | 1,030,000円     |
| 放棄された新株予約権の個数（株数） | 1,065個（1,065株） |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 171個（171株）     |

⑥ 平成19年新株予約権

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 株主総会決議日           | 平成18年4月26日     |
| 取締役会決議日           | 平成19年2月26日     |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 1,094個（1,094株） |
| 新株予約権の行使価額        | 611,377円       |
| 放棄された新株予約権の個数（株数） | 342個（342株）     |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 73個（73株）       |

⑦ 平成21年新株予約権

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 株主総会決議日           | 平成20年4月22日     |
| 取締役会決議日           | 平成21年3月25日     |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 2,987個（2,987株） |
| 新株予約権の行使価額        | 225,205円       |
| 放棄された新株予約権の個数（株数） | 1,327個（1,327株） |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 170個（170株）     |

(※1) 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株、及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使価額が調整されております。

(※2) 平成18年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使価額が調整されております。

(2) 消滅の理由

当社がこれまでに発行いたしました新株予約権につきましては、権利行使価額が時価を著しく上回る状況にあり、インセンティブプランとしての目的を果たすことが現実的ではないところ、残存する新株予約権の割当対象者から、自主的に権利放棄の申し出がなされたことにより、放棄の申し出を受けた当該新株予約権合計3,130個（4,342株）が消滅したものであります。

(3) 新株予約権の消滅日

平成24年2月24日

(4) 新株予約権の放棄による損益への影響額

権利付与時点より新株予約権として積み立てておりました費用を取り崩すことにより、翌連結会計年度（平成25年1月期）に売上原価の戻入88百万円、販売費及び一般管理費の戻入102百万円、特別利益として新株予約権戻入益37百万円を見込んでおります。

8. その他の注記

該当事項はありません。



# 貸借対照表

(平成24年1月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |            | 負 債 の 部                 |            |
|-------------|------------|-------------------------|------------|
| 流 動 資 産     | 23,845,130 | 流 動 負 債                 | 1,816,094  |
| 現金及び預金      | 19,368,749 | 買 掛 金                   | 161,276    |
| 売 掛 金       | 3,665,832  | 一年内返済予定の長期借入金           | 252,000    |
| 有 価 証 券     | 23,070     | 未 払 金                   | 986,266    |
| 仕 掛 品       | 98,042     | 未 払 費 用                 | 203,906    |
| 前 払 費 用     | 144,360    | 未 払 法 人 税 等             | 3,800      |
| 関係会社短期貸付金   | 140,680    | 前 受 金                   | 32,372     |
| 繰延税金資産      | 182,767    | 預 り 金                   | 22,255     |
| そ の 他       | 307,639    | 賞 与 引 当 金               | 102,106    |
| 貸倒引当金       | △86,011    | 受注損失引当金                 | 28,650     |
| 固 定 資 産     | 17,770,124 | 資 産 除 去 債 務             | 10,640     |
| 有 形 固 定 資 産 | 4,409,302  | そ の 他                   | 12,819     |
| 建 物         | 2,656,707  | 固 定 負 債                 | 1,641,801  |
| 器 具 備 品     | 148,689    | 長 期 借 入 金               | 1,534,000  |
| 土 地         | 1,603,905  | 繰 延 税 金 負 債             | 2,182      |
| 無 形 固 定 資 産 | 403,893    | 退 職 給 付 引 当 金           | 97,685     |
| 商 標 権       | 9,007      | 資 産 除 去 債 務             | 7,933      |
| ソフトウェア      | 254,136    | 負 債 合 計                 | 3,457,895  |
| 電話加入権       | 3,549      | 純 資 産 の 部               |            |
| 知的財産権       | 137,199    | 株 主 資 本                 | 37,892,132 |
| 投資その他の資産    | 12,956,928 | 資 本 金                   | 31,391,499 |
| 投資有価証券      | 15,063     | 資 本 剰 余 金               | 8,431,093  |
| 関係会社株式      | 10,608,375 | 資 本 準 備 金               | 31,098     |
| 関係会社出資金     | 248,080    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 8,399,995  |
| 長期性定期預金     | 2,000,000  | 利 益 剰 余 金               | △1,921,737 |
| 破産更生債権等     | 10,738     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | △1,921,737 |
| 長期前払費用      | 21         | 繰 越 利 益 剰 余 金           | △1,921,737 |
| そ の 他       | 80,018     | 自 己 株 式                 | △8,724     |
| 貸倒引当金       | △5,369     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △1,017     |
| 資 産 合 計     | 41,615,254 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △1,017     |
|             |            | 新 株 予 約 権               | 266,243    |
|             |            | 純 資 産 合 計               | 38,157,358 |
|             |            | 負 債 純 資 産 合 計           | 41,615,254 |

# 損 益 計 算 書

（平成23年2月1日から  
平成24年1月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 9,714,412 |
| 売 上 原 価                 | 2,404,963 |
| 売 上 総 利 益               | 7,309,448 |
| 返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額     | 55,931    |
| 差 引 売 上 総 利 益           | 7,365,380 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 5,420,218 |
| 営 業 利 益                 | 1,945,162 |
| 営 業 外 収 益               | 60,636    |
| 受 取 利 息                 | 40,564    |
| 助 成 金 収 入               | 8,400     |
| そ の 他                   | 11,671    |
| 営 業 外 費 用               | 183,522   |
| 支 払 利 息                 | 32,867    |
| 為 替 差 損                 | 140,936   |
| そ の 他                   | 9,718     |
| 経 常 利 益                 | 1,822,276 |
| 特 別 利 益                 | 235,162   |
| 前 期 損 益 修 正 益           | 167,111   |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 65,915    |
| そ の 他                   | 2,135     |
| 特 別 損 失                 | 2,167,379 |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損     | 418,390   |
| 特 別 退 職 金               | 1,121,931 |
| 関 係 会 社 清 算 損           | 488,357   |
| そ の 他                   | 138,699   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         | 109,940   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 37,851    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 220,992   |
| 当 期 純 損 失               | 368,784   |

# 株主資本等変動計算書

(平成23年2月1日から  
平成24年1月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本    |           |                |              |                                    |              |        | 自 己 株 式    | 株 主 資 本<br>合 計 |
|-----------------------------|------------|-----------|----------------|--------------|------------------------------------|--------------|--------|------------|----------------|
|                             | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金                          |              |        |            |                |
|                             |            | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |        |            |                |
| 平成23年1月31日 残高               | 31,391,499 | 31,098    | 8,399,995      | 8,431,093    | △1,552,953                         | △1,552,953   | △8,724 | 38,260,916 |                |
| 事業年度中の変動額                   |            |           |                |              |                                    |              |        |            |                |
| 当 期 純 損 失                   |            |           |                |              | △368,784                           | △368,784     |        | △368,784   |                |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |            |           |                |              |                                    |              |        |            |                |
| 事業年度中の変動額合計                 | —          | —         | —              | —            | △368,784                           | △368,784     | —      | △368,784   |                |
| 平成24年1月31日 残高               | 31,391,499 | 31,098    | 8,399,995      | 8,431,093    | △1,921,737                         | △1,921,737   | △8,724 | 37,892,132 |                |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 新株予約権   | 純資産合計      |
|-----------------------------|------------------|------------------------|---------|------------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |         |            |
| 平成23年1月31日 残高               | △704             | △704                   | 299,159 | 38,559,371 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |                        |         |            |
| 当 期 純 損 失                   |                  |                        |         | △368,784   |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | △312             | △312                   | △32,916 | △33,228    |
| 事業年度中の変動額合計                 | △312             | △312                   | △32,916 | △402,013   |
| 平成24年1月31日 残高               | △1,017           | △1,017                 | 266,243 | 38,157,358 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### 1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### 2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物付属設備は除く）

1) 平成10年3月31日以前に取得したものの法人税法に規定する旧定率法

2) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの

法人税法に規定する旧定額法

3) 平成19年4月1日以降に取得したものの法人税法に規定する定額法

建物以外

1) 平成19年3月31日以前に取得したものの法人税法に規定する旧定率法

2) 平成19年4月1日以降に取得したものの法人税法に規定する定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物： 3～47年

器具備品： 2～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間（3～5年）に基づいて定額法によっております。

2) 知的財産権

4年間の定額法によっております。

3) その他の無形固定資産  
定額法によっております。

③ 長期前払費用 定額法

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外支店の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ1,132千円の減少、税引前当期純損失は5,978千円増加しております。

(7) 表示方法の変更

前事業年度までは区分掲記しておりました「納品遅延損害金」（当事業年度9,172千円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度までは区分掲記しておりました「固定資産除却損」（当事業年度12,162千円）、「投資有価証券評価損」（当事業年度1,725千円）及び「前期損益修正損」（当事業年度584千円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保提供資産

担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 2,545,641千円 |
| 土地 | 1,563,534千円 |
| 計  | 4,109,175千円 |

上記に対する担保付債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 一年内返済予定の長期借入金 | 252,000千円   |
| 長期借入金         | 1,534,000千円 |
| 計             | 1,786,000千円 |

### (2) 受注損失引当金

損失が見込まれる受注制作のソフトウェア開発契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金108,164千円（うち、仕掛品に係る受注損失引当金108,164千円）を相殺表示しております。

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,038,721千円

### (4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示しているものは除く。）は、次のとおりであります。

|          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 263,210千円 |
| ② 短期金銭債務 | 50,667千円  |

## 3. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 255,825千円 |
| ② 営業費用       | 621,059千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 9,047千円   |

### (2) 減損損失

当社は、当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

| 場所     | 用途     | 種類       |
|--------|--------|----------|
| 本社（東京） | 事業所用設備 | 建物及び器具備品 |

当社は、独立した最小の資金生成単位を識別してグルーピングを行っております。

本社は経営の合理化に伴い、利用見込のない建物及び器具備品について、帳簿価額の内全額である18,341千円を減損損失として、特別損失のその他に含めて計上しております。

### (3) 特別退職金

特別退職金は、当社における希望退職者募集等による退職者への割増退職金及び再就職支援の手数料であります。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 11株        | —          | —          | 11株        |

#### 5. 税効果会計に関する注記

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(千円)

##### 繰延税金資産

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 貸倒引当金損金算入限度超過額  | 18,088      |
| 賞与引当金否認額        | 41,557      |
| 退職給付引当金否認額      | 36,723      |
| 減価償却費限度超過額      | 523,447     |
| 投資有価証券等評価損否認(注) | 9,737,691   |
| 一括償却資産償却限度超過額   | 12,973      |
| 売上原価否認額         | 35,426      |
| 受注損失引当金否認額      | 57,615      |
| 資産調整勘定償却限度超過額   | 120,345     |
| 繰越欠損金           | 2,902,357   |
| 未払費用否認          | 79,065      |
| その他             | 366,654     |
| 繰延税金資産小計        | 13,931,946  |
| 評価性引当額          | △13,745,923 |
| 繰延税金資産合計        | 186,023     |
| 繰延税金負債との相殺額     | △3,256      |
| 繰延税金資産の純額       | 182,767     |

##### 繰延税金負債

|             |        |
|-------------|--------|
| 資産除去債務      | 5,438  |
| 繰延税金負債合計    | 5,438  |
| 繰延税金資産との相殺額 | △3,256 |
| 繰延税金負債の純額   | 2,182  |

(注) 投資有価証券等評価損否認には、関係会社株式評価損否認9,649,223千円を含んでおりません。



## 2. 法人税等の税率変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、当社では繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成25年2月1日以降に開始する事業年度については従来の40.7%から37.8%に、平成28年2月1日以降に開始する事業年度については35.5%に変更されます。

なお、これにより繰延税金資産の純額及び繰延税金負債の純額並びに法人税等調整額に与える影響はありません。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

| 種類     | 会社等の名称               | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容            | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|--------|----------------------|--------------------|---------------|------------------|--------------|-----|--------------|
| 法人主要株主 | 株式会社エヌ・ティ・<br>ティ・ドコモ | 被所有<br>11.60%      | 得意先           | 当社ソフトウェアの<br>販売等 | 2,039,441    | 売掛金 | 1,684,127    |

(注) 当社ソフトウェアの販売につきましては、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 96,656円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 940円73銭    |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権の放棄について

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対し、ストックオプションとして発行した新株予約権について、放棄の申し出がなされたことから、一部消滅いたしました。

### (1) 消滅した新株予約権の内容

#### ① 平成14年新株予約権 (※1)

|                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 株主総会決議日            | 平成14年4月25日                        |
| 取締役会決議日            | 平成14年11月25日                       |
| 発行した新株予約権の個数 (株数)  | 466個 (6,990株)                     |
| 新株予約権の行使価額         | 1個当たり1,252,830円<br>(1株当たり83,522円) |
| 放棄された新株予約権の個数 (株数) | 18個 (270株)                        |
| 放棄後の新株予約権の個数 (株数)  | 15個 (225株)                        |

#### ② 平成15年新株予約権 (※1)

|                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 株主総会決議日            | 平成14年4月25日                         |
| 取締役会決議日            | 平成15年4月11日                         |
| 発行した新株予約権の個数 (株数)  | 34個 (510株)                         |
| 新株予約権の行使価額         | 1個当たり2,000,010円<br>(1株当たり133,334円) |
| 放棄された新株予約権の個数 (株数) | 1個 (15株)                           |
| 放棄後の新株予約権の個数 (株数)  | 0個 (0株)                            |

③ 平成16年新株予約権（※1）

|                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 株主総会決議日           | 平成15年4月25日                          |
| 取締役会決議日           | 平成16年4月13日                          |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 100個（1,500株）                        |
| 新株予約権の行使価額        | 1個当たり11,290,005円<br>（1株当たり752,667円） |
| 放棄された新株予約権の個数（株数） | 16個（240株）                           |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 16個（240株）                           |

④ 平成18年新株予約権①（※2）

|                   |                                      |
|-------------------|--------------------------------------|
| 株主総会決議日           | 平成17年4月26日                           |
| 取締役会決議日           | 平成18年4月10日                           |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 1,500個（4,500株）                       |
| 新株予約権の行使価額        | 1個当たり3,180,000円<br>（1株当たり1,060,000円） |
| 放棄された新株予約権の個数（株数） | 361個（1,083株）                         |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 146個（438株）                           |

⑤ 平成18年新株予約権②

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 株主総会決議日           | 平成18年4月26日     |
| 取締役会決議日           | 平成18年4月26日     |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 2,706個（2,706株） |
| 新株予約権の行使価額        | 1,030,000円     |
| 放棄された新株予約権の個数（株数） | 1,065個（1,065株） |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 171個（171株）     |

⑥ 平成19年新株予約権

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 株主総会決議日           | 平成18年4月26日     |
| 取締役会決議日           | 平成19年2月26日     |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 1,094個（1,094株） |
| 新株予約権の行使価額        | 611,377円       |
| 放棄された新株予約権の個数（株数） | 342個（342株）     |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 73個（73株）       |

⑦ 平成21年新株予約権

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 株主総会決議日           | 平成20年4月22日     |
| 取締役会決議日           | 平成21年3月25日     |
| 発行した新株予約権の個数（株数）  | 2,987個（2,987株） |
| 新株予約権の行使価額        | 225,205円       |
| 放棄された新株予約権の個数（株数） | 1,327個（1,327株） |
| 放棄後の新株予約権の個数（株数）  | 170個（170株）     |

(※1) 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株、及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使価額が調整されております。

(※2) 平成18年3月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使価額が調整されております。

(2) 消滅の理由

当社がこれまでに発行いたしました新株予約権につきましては、権利行使価額が時価を著しく上回る状況にあり、インセンティブプランとしての目的を果たすことが現実的ではないところ、残存する新株予約権の割当対象者から、自主的に権利放棄の申し出がなされたことにより、放棄の申し出を受けた当該新株予約権合計3,130個（4,342株）が消滅したものであります。

(3) 新株予約権の消滅日

平成24年2月24日

(4) 新株予約権の放棄による損益への影響額

権利付与時点より新株予約権として積み立てておりました費用を取り崩すことにより、翌事業年度（平成25年1月期）に売上原価の戻入88百万円、販売費及び一般管理費の戻入102百万円、特別利益として新株予約権戻入益37百万円を見込んでおります。

9. その他の注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成24年3月9日

株式会社ACCESS

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浜田 康 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井指亮一 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貝塚真聡 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ACCESSの平成23年2月1日から平成24年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ACCESS及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年3月9日

株式会社ACCESS

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浜 田 康 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井 指 亮 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貝 塚 真 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ACCESSの平成23年2月1日から平成24年1月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年2月1日から平成24年1月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 3月 9日

株式会社ACCESS 監査役会  
常勤監査役 中江 隆耀 ㊟  
常勤監査役  
(社外監査役) 山本 隆臣 ㊟  
社外監査役 古川 雅一 ㊟

以上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                   | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1         | いしぐろ くにひろ<br>石 黒 邦 宏<br>(昭和42年6月5日生) | 平成5年4月 株式会社SRA入社<br>平成7年1月 ネットワーク情報サービス株式会社入社<br>平成8年10月 株式会社デジタル・マジック・ラボ入社<br>平成11年10月 アイピー・インフュージョン・インク共同設立、CTOに就任(現任)<br>平成20年4月 当社執行役員 兼 Co-CTO<br>平成21年2月 当社常務執行役員 兼 CTO(現任)兼 CIO<br>平成21年4月 当社取締役常務執行役員<br>平成22年8月 当社フロントエンドビジネスプロジェクト プロジェクトリーダー<br>兼 CTO Office室長<br>平成23年2月 当社フロントエンド事業部長 兼 アイピー・インフュージョン・インク<br>Director(現任)<br>平成23年4月 当社執行役員<br>平成23年10月 当社専務執行役員(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アイピー・インフュージョン・インクDirector、CTO | -株                        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                    | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 2         | おおいし きよやす<br>大石 清 恭<br>(昭和39年12月10日生) | 昭和62年4月 ソニー株式会社入社<br>平成8年7月 GeoWorks社入社<br>平成11年12月 当社(アクセス・システムズ・アメリカ・<br>インク)入社<br>平成16年2月 当社マーケティング本部長<br>平成17年5月 当社マーケティング本部執行役員・本部<br>長<br>平成18年10月 当社営業・マーケティンググループ マー<br>ケティング本部執行役員・本部長 兼 ア<br>ライアンスマーケティング部長 兼 マー<br>ケティング・コミュニケーション部長<br>平成19年3月 アクセス・システムズ・アメリカズ・イ<br>ンクCOO<br>平成21年2月 アクセス・システムズ・アメリカズ・イ<br>ンクDirector、CEO 兼 マーケティング本<br>部執行役員・本部長 兼 マーケティング・<br>コミュニケーション部長 兼 プロダクト<br>マーケティング部長<br>平成22年2月 当社執行役員<br>平成23年2月 当社海外事業グループ事業部長 兼 アク<br>セス・システムズ・ジャーマニー・ゲー<br>・エム・ペー・ハー<br>(現アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・<br>ペー・ハー)Director、Chairman、CEO(現<br>任) 兼 アクセス・チャイナ・インク<br>Director、Chairman 兼 アクセス(北京)<br>有限公司Director(現任) 兼 アクセス・<br>ソウルDirector、Chairman(現任)<br>平成23年10月 当社専務執行役員(現任) 兼 CBDO(現任)<br>平成24年1月 アイビー・インフュージョン・インク<br>Director(現任)<br>平成24年3月 当社海外事業グループ長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アイビー・インフュージョン・インクDirector<br>アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハー<br>Director、Chairman、CEO<br>アクセス(北京)有限公司Director<br>アクセス・ソウルDirector、Chairman | -株                        |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件

当社の取締役の報酬額は、平成8年11月1日開催の有限会社アクセス(現当社)臨時社員総会において年額5億円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、取締役の報酬体系に関し、当社株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高め、株主重視の経営意識を高めることを目的として、かかる報酬額の範囲内で、当社取締役(社外取締役を除く。)に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストックオプションの付与については、新株予約権の割当てに際し、その払込金額を当該新株予約権の公正価値を基準として当社取締役会が定める額とし、当社に対する取締役の報酬債権をもって相殺する方法とする予定であります。

また、現在の取締役の員数は社外取締役を除き2名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は社外取締役を除き4名となります。

(取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容)

### (1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式2,500株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

#### ② 新株予約権の総数

2,500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の総数の上限とする。

### (2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラックショールズモデルにより算定した公正価値を基準として、当社取締役会において決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の期間で当社取締役会の定める期間とする。

(5) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、(4)に定める期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（ただし、10日目が当社又は日本の銀行の営業日でない場合には、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の割当日翌日から、新株予約権者が新株予約権を行使する日までの間に、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（当社普通株式の上場市場が変更された場合は、変更後の市場）における当社普通株式の普通取引終値（新株予約権の割当日以降に株式分割又は株式併合が行われた場合は、調整後の価格）が、新株予約権の割当日における当社普通株式の同市場における普通取引終値の130%に相当する額を一度でも上回っている場合に限り新株予約権を行使することができる。
- ③ その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において決定するものとする。

(8) 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づいて交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
上記(4)に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4)に定める行使期間の末日までとする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて、再編対象会社の取締役会において決定するものとする。

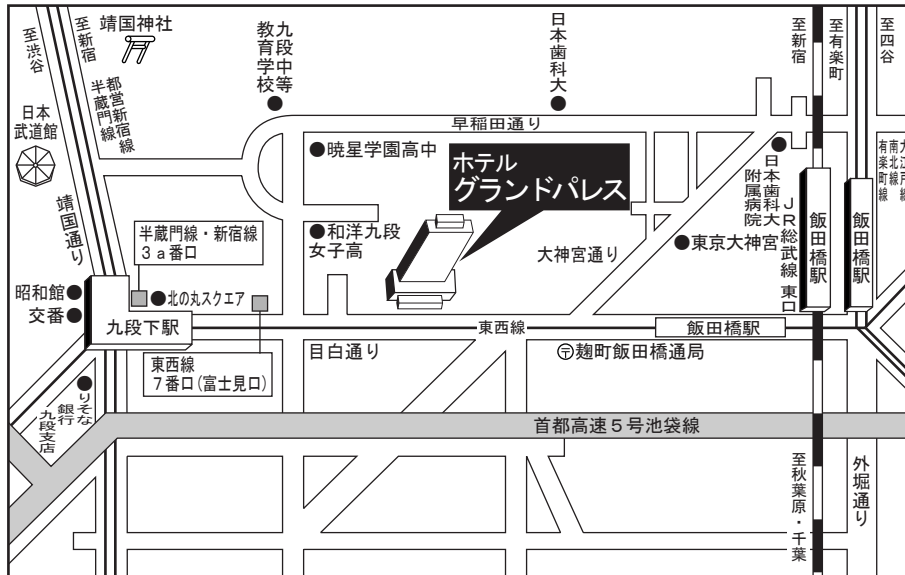
以 上





## 株主総会会場ご案内図

〔会場〕 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」  
電話 (03) 3264-1111



### 交通のご案内

- 地下鉄「九段下駅」
  - 東西線 7番口(富士見口)より徒歩1分
  - 半蔵門線・都営新宿線 3a番口より徒歩3分
- JR・地下鉄「飯田橋駅」より徒歩7分
  - 総武線・有楽町線・南北線・都営大江戸線